

岩見沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

第 1 改正の趣旨

放課後児童健全育成事業の実施に係る国の基準の改正に伴い、所要の規定の整備を行う。

第 2 改正の内容

「放課後児童健全育成事業」の実施について（令和 5 年 4 月 1 2 日こ成環第 5 号こども家庭庁成育局長通知）により、放課後児童支援員の研修修了予定者の内容が変更されたことを受け、当市においても同様の取扱いとするため、研修修了予定者に係る規定を改正する。

第 3 施行期日

公布の日

岩見沢市条例第21号

岩見沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月15日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

岩見沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から」を削り、「とあるのは、「修了した者（）」の次に「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を」を加え、同条第2項中「施行日の前日」を「この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。